

とき
TOKINO KIRAMEKI
季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌



Vol. 10

CONTENTS

- ◆ ユキマサ君が行く
海と山を
デザインする街、日立
- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ 外国人の介護人材について
- ◆ 妻に朗報！「配偶者居住権」って？
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施



ユキマサくんが行く

海と山を デザイン する街、 日立



徐々に速度を落とし停車していく車窓から見上げる姿は、「これが駅!？」と驚かされるスケルトンな駅舎。

2011年4月7日に完成したこの駅舎は、建築のノーベル賞と呼ばれるプリツカー賞を受賞された建築家妹島和世氏のデザイン監修だ。彼女はこの日立市の出身である。2012年のグッドデザイン賞に続き、2014年にはブルネル賞駅舎部門・優秀賞、そして今年2月には「日経 駅丸ごと観光名所デザインに見惚れるモダン駅舎10選」で、あの金沢駅を差し置き、東京駅に次いで2位に輝いた。



①日立駅構内 ②日立駅から見る海 ③④日立シーサイドロード

ステキな駅舎だったので、ふらっと降りてみたニャ



日立駅周辺の街は、まるで海をデザインしているかのようだ。

下車し、階段を上ると、全面ガラス張りが通路まで続く。そのガラスごしに遠い水平線が間近に迫ってくる。海岸沿いには、海上まではみ出したバイパス道「日立シーサイドロード」が横切る。住宅街を抜けると突然滑走路が現われ、ふわりと中空へと羽ばたくような感覚で、次々と車が走り抜けていく。

駅を出て、ふと目を左に移すと、大きな球体が印象的な建物、市の知的文化を担う複合施設「日立シビックセンター」がある。これは巨匠ル・コルビュジェの弟子板倉準三氏の作。その手前には御影石が映える新都市広場が広がる。

すべてが近未来の装い、これが今のJR日立駅周辺の風景。



日立シビックセンター

日立市の地形は海と山が近くその狭い隙間に工業地帯と住宅街が敷き詰められている。日立駅は海に近く、周辺の至る所から様々な顔の海を満喫できるが、それだけではない。少し脚を伸ばせば、かみね公園頂上展望台か

ら見下ろす絶景の海もある。山の斜面を駆け下りるように、住宅街から工業地帯ごしに望む淡く霞む海もまた格別である。それが夜景（2019年9月「日本夜景遺産」に選定）に変われば、煌びやかな別の顔にさらに魅了される。

日立市は、海だけでなく、山並みも美しい。

展望台で海の風景を思う存分堪能できたのなら、そのまま真後ろに振り返って欲しい。その中央には、日立市の象徴、日立近代史の生き証人でもある大煙突が鎮座している。平成5年突然の倒壊で3分の1ほどの高さになった今でもその存在感は揺るぎない。むしろ、「老兵は死なず」の力強ささえ感じる。

日立の山々には、日立が歩んできた軌跡が刻まれている。

特に、この大煙突を臨む神峰山。日立市という名称の由来も徳川光圀がこの山頂で見た海から昇る美しい朝日だと言われている。麓には、由緒正しい神峰神社。ユネスコ無形文化遺産にもなったあの勇壮な日立風流物もこの発祥である。山頂には、日立市が生んだ大作曲家、吉田正氏の記念館。



かみね公園ごしの山並み



かみね公園 (かみね動物園)

何より、1957年の開園以来、昭和、平成、令和とずっと市民の思い出を彩ってきたレジャースポット「かみね公園」。なだらかな山肌を色鮮やかな遊具・施設群が着飾っている。ジェットコースターや観覧車など定番のアトラクションが充実した「かみねレジャーランド」と小さなお子さん向けの「かみね遊園地」。そして、茨城県唯一の動物園である「かみね動物園」。そのかみね動物園にジャイアントパンダを招聘しようという動きがあるのは、ご承知だろうか。

パンダ（大熊猫）は、
友だちなのニャ！

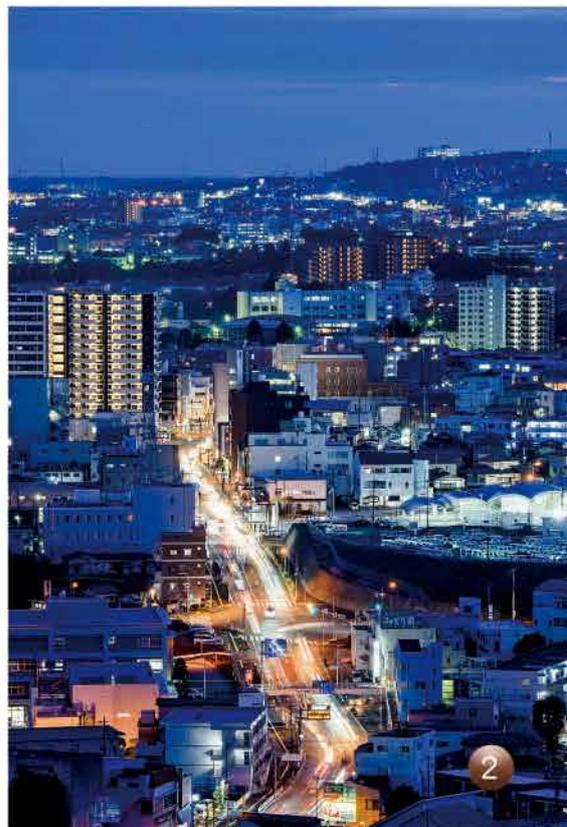


歴史を彩る山の風景と、未来を予感させる海の風景が交差する、
今、そんな日立がある。



神戸や函館にも
負けないのニャ！！
行ったことないけど。

かみね公園頂上展望台からの夜景
(2019年9月「日本夜景遺産」に選定)





↑ 家 車
働く街から
暮らす街へ

子育て支援は、この街に若い世代を呼び込むための起爆剤

2019年10月、日立駅前のイトーヨーカドー4階に屋内型子どもの遊び場「Hiタッチランド・ハレニコ」がオープンした。広さ2,400㎡は北関東最大級であり、このスペースいっぱいには業界最大手ボーンランド社が監修・整備した遊具が配置されている。開園間もなくあっという間に、日立っ子の人気スポットになっていった。その他にも新小学1年生全員にオリジナルランドセル、新中学1年生全員にスクールカバンの無償提供など、日立市の子育て支援は至れり尽くせりだ。

日立と言えば、長年、日立製作所の企業城下町として、工業の街というイメージが根付いている。しかし、近年はその輝かしい印象にも陰りが見えてきた。産業が停滞し、人口減少が止まらないでいる。一方で、様々な人たちの尽力により、この現状も少しずつ変容してきている。かつての働く街から暮らす街へと様変わろうとしている様子が垣間見られる。



Hiタッチランド・ハレニコ



シーマークスクエア

若い世代と言えば、この春、公設市場跡地には、これまた‘海に見える’が触れ込みの大型商業施設「シーマークスクエア」が晴れてオープンした。若い世代が好む人気のナショナルチェーンが軒を連ね、駅前のイトーヨーカドー&ピ・タッチ連合とはひと味違ったワンストップショッピングが楽しめる。





日立市役所

住みよい暮らしと言えば、市役所の役割も重要。 2019年3月にリニューアルした日立市役所の新庁舎。

これも妹島和世氏のデザインで、かつての敷居の高い感じの建物から一変して、思わず覗きたくなるような洗練された外観と、快適さと合理性を兼ね備えた内部構造、こんな居心地の良い環境で市民が安心して暮らすための様々なサービスが提供される。

特徴的なのは、青空を流れる雲のようにアーチ状の構造物が連なる大屋根広場。この開放的な大屋根は、様々

なイベントに使われると同時に、災害時には一時避難場所や災害支援物資の集積場所としても利用される。

新庁舎は、震災復興のシンボルでもあり、市民の心よりどころになることを願って建造されている。

電車でも車でも、一度、海と山を満喫しに日立を訪れてみては、いかがだろうか？



「季のきらめき」第10号の発刊に寄せて



日立市長
小川 春樹

「季のきらめき」第10号の発刊、おめでとうございます。

行政書士の皆様には、市政運営に対しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、市民の頼れる存在として日々ご精励いただいておりますことに心から敬意を表します。

さて、日立市は、海と山に囲まれた豊かな自然と穏やかな気候に恵まれた「四季折々の美しい自然を満喫できるまち」であり、日本有数の工業都市として成長してきた「ものづくりのまち」でもあります。

春には、市内一円が桜色に染まる自然と産業が調和した魅力ある日立市に、ぜひお越しください。

こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。令和元年9月末現在、全国で会員登録者数は48,768名となっており、茨城県行政書士会には、1,196名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- 貨物自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、決算書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- 公的機関助成金、融資手続き
- 雇用、賃金についての相談
- 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書、遺産分割協議書、相続
- 内容証明郵便の作成
- 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- 交通事故調査
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作物の登録
- 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産 に関すること

- 住宅賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請



私たちの老後を支える外国人の介護人材を受け入れる制度とは

厚生労働省が発表した「外国人雇用状況」によると、2019年10月末時点で日本で働いている外国人は前年比13.6%増の165万8804人で、7年連続で過去最高を記録したとの事です。

私達の身近な農場や、工場、建設現場などでも、沢山の外国の方が働いている光景を見かける事が多くなってきました。

又、これからは介護の分野においても、急速に進む高齢化を背景に、介護不足解消の対策としても外国人介護士の採用が進んでいく事と思われます。

外国人の介護人材を受け入れる制度には次の「EPA(経済連携協定)」「在留資格(介護)」「技能実習」「特定技能1号」の4つがあります。



外国人の介護人材について

■ EPA(経済連携協定)

二国間の経済活動の連携強化を目的とした特例的な受け入れです。

現在は、インドネシア・フィリピン・ベトナムの3カ国と協定が結ばれています。

2017年(平成29年)4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に「訪問系サービス」が追加されました。

■ 技能実習制度への介護職種の追加

技能実習制度は、国際貢献のために日本から相手国へ技能を移転する制度です。

2017年(平成29年)9月29日に、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示が公布されています。

2017年(平成29年)11月1日には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律」が施行され、同時に対象職種に「介護」が追加されました。

外国人の介護人材を受け入れる制度には次の「EPA(経済連携協定)」「在留資格(介護)」「技能実習」「特定技能1号」の4つがあります。

■ 在留資格「介護」の創設

2017年(平成29年)9月1日に「入管法一部改正法」が施行され、「介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者」を対象とする在留資格「介護」が創設されました。

これにより、在留資格「留学」による留学生在が、留学中に介護福祉士国家資格を取得し介護業務に従事することで、日本に長期間滞在できることになりました。

■ 新たな在留資格「特定技能」

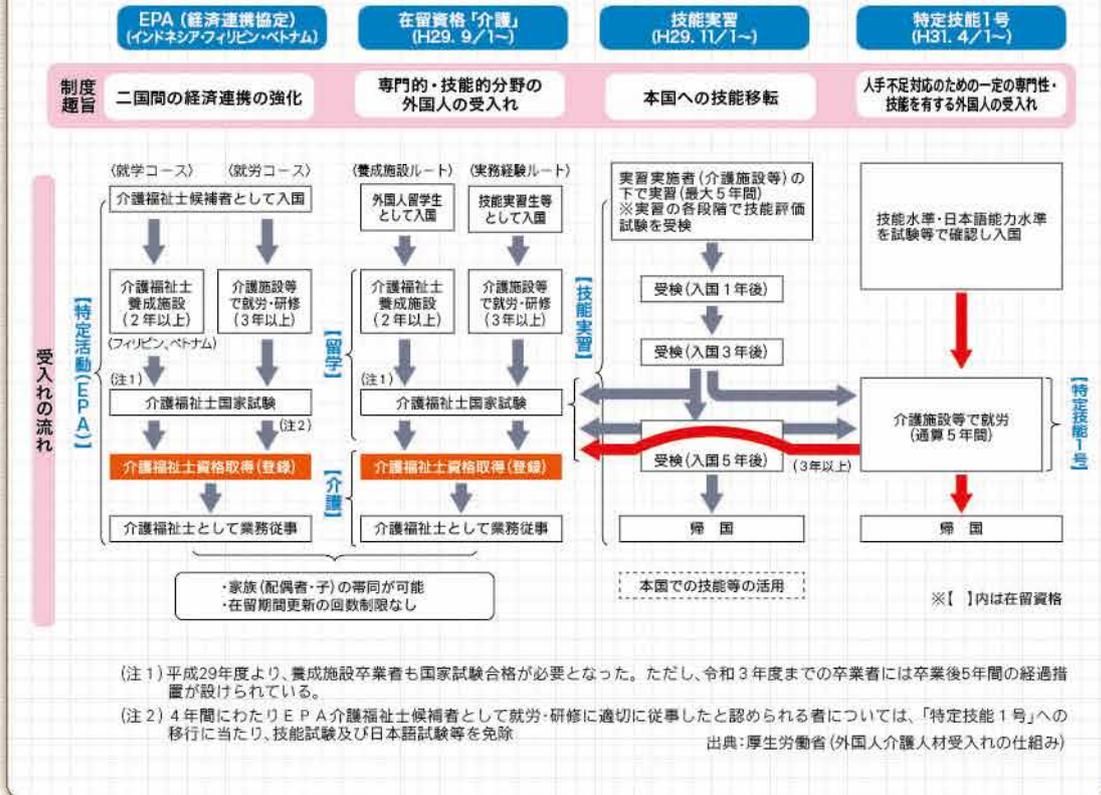
2019年(平成31年・令和元年)4月1日に、新たな外国人材受け入れのための在留資格「特定技能」が施行されました。

「特定技能」とは、人材確保が困難な14分野(介護・建設・農業など)において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。

※図表に表すと右記のとおりとなります



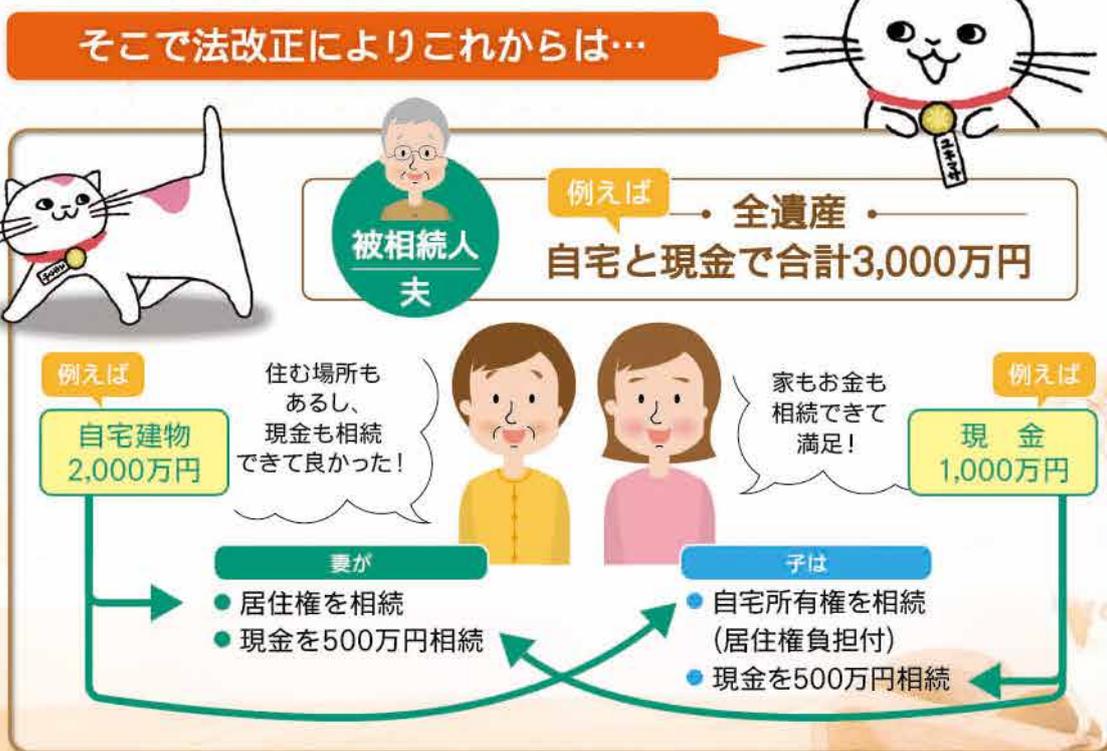
外国人介護人材受入れの仕組み

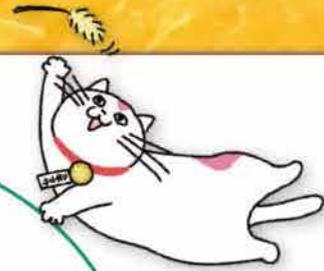


- このように、各ルートとも在留期間や人材の技能・語学水準に違いはありますが、いずれのルートも最終的に高度な日本語を習得し、国家資格「介護福祉士」に合格することを想定していることは、他の在留資格にはみられない特徴です。
- それぞれのルートにメリット、デメリットがあります。どの制度を選択しても、いかにより運用をしてマイナスではなくプラスなイメージを世間及び外国に向けて発信していけるかが今後の普及に向けた大きな課題と言えるでしょう。
- 介護人材を含め、外国人の雇用に関しましては、お近くの行政書士までお気軽にご相談下さい。

妻に朗報！「配偶者居住権」って？

相続に関するルールが大きく変わり、
新しく「配偶者居住権」(令和2年4月1日施行)が
設けられました。





配偶者居住権の ポイントは？

- 1 相続が発生した時点で、その自宅に住んでいた配偶者にだけ認められます。(別居していた場合は認められません。)
- 2 配偶者居住権の期間は、任意に設定でき、終身とすることもできます。
- 3 配偶者居住権は、その配偶者の死亡によって消滅するため、その権利を誰かに売却したり、相続させたりすることはできません。
- 4 配偶者居住権を認められた場合、無償で居住建物に住み続けることができる一方、通常の必要費を負担することになります。
- 5 配偶者居住権が認められるためには、法定の要件(①など)を満たしたうえで、遺言・遺産分割協議(または裁判所の審判)が必要です。



配偶者居住権に関する
ご遺言や遺産分割協議書
作成の相談については、
お近くの行政書士へ!!



茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催しています。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「ゴミ問題」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。



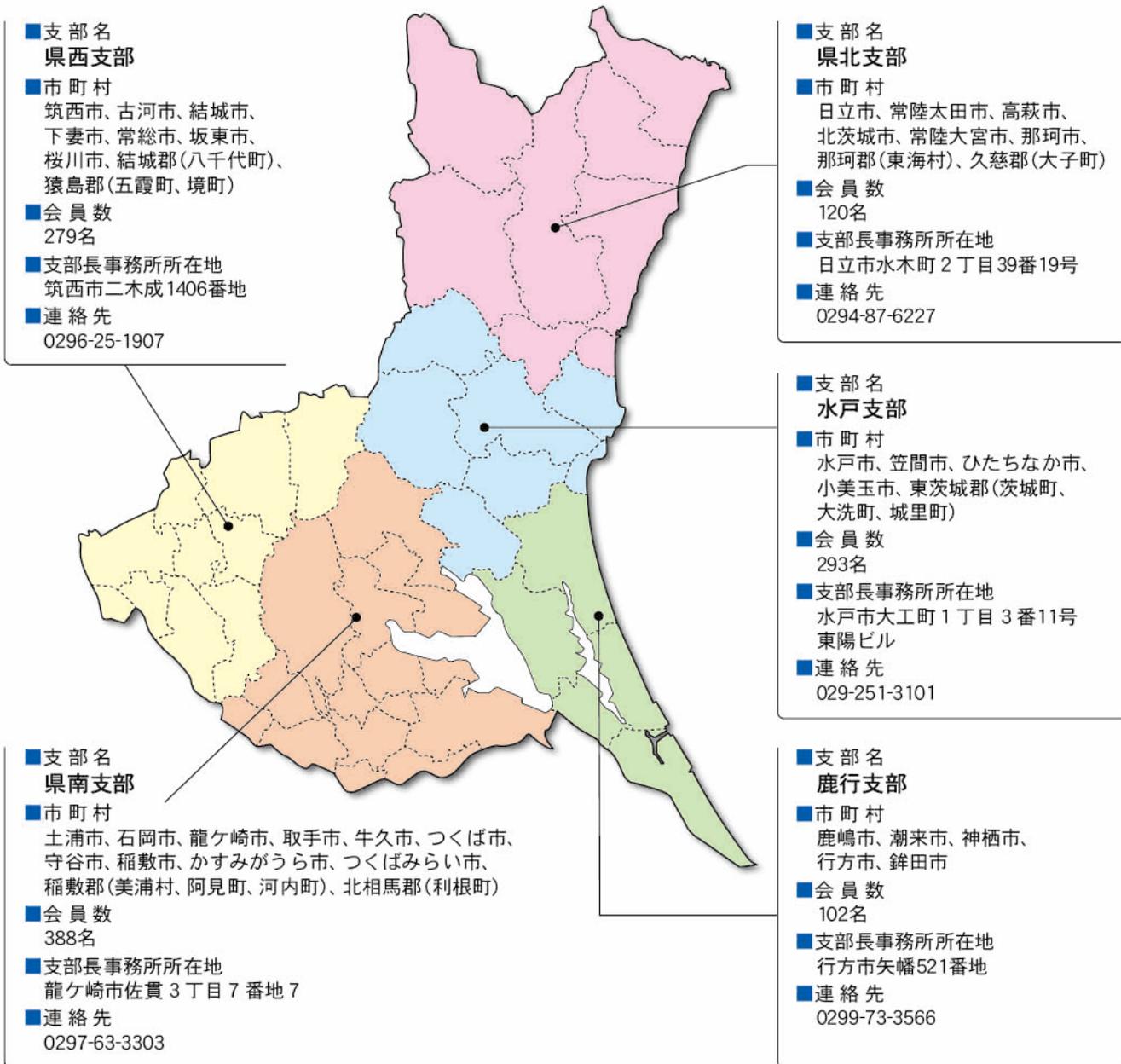
災害支援

去る令和元年10月12日、台風19号が関東各地に多大な爪痕を残しました。茨城県行政書士会では10月15日に災害対策本部を設置し、災害ダイヤル無料相談、面談による罹災・被災無料相談会を水戸市飯富町他、県内各所で実施しました。

茨城県行政書士会では、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内26市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介



(令和2年4月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

令和2年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和2年4月9日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	石岡市	国府地区公民館	毎月第3土曜日 (6/20・7/18・8/22・9/26・10/17・11/21・ 12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時～午後4時	担当 若山 0299-43-0536
	稲敷市	稲敷市役所1階相談室 (当日電話予約)	原則毎月第2・4日曜日(6/14・6/28・7/12・ 7/26・8/9・8/23・9/13・9/27・10/11・ 10/25・11/8・11/22・12/13・12/27・1/10・ 1/24・2/14・2/28・3/14・3/28)	午前10時～正午	予約先:稲敷市役所 総務課 029-892-2000
う	牛久市	牛久市役所分庁舎1階相談室	原則毎月第4土曜日(6/27・7/25・8/22・ 9/26・10/24・11/28・12/26・1/23・2/27・ 3/27)	午後1時～午後4時	担当 石神 029-896-3417
か	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 1階ロビー内	毎月第3水曜日 (10/21・11/18・12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
		友部公民館	(6/17・7/15・8/19・9/16)		
	河内町	河内町農村環境改善センター	毎月第3土曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・ 12/19・1/16・2/20・3/20)	午前10時～正午	担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所401会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (6/2・7/8・8/4・9/3・10/6・11/5・12/2・ 1/7・2/2・3/3)	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	古河市	三和地域交流センター	10/24	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
		スペースU古河	10/17		
		総和中央公民館	11/14		
	五霞町	中央公民館	6/20・2/20	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階小会議室	原則第4日曜日 (6/21・7/26・8/30・9/27・10/25・11/29・ 12/20・1/31・2/28・3/21)	午後1時～午後4時	担当 肥後 090-3043-1916
	桜川市	岩瀬庁舎第一庁舎	8/17・12/14・2/15	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
真壁庁舎		6/15・10/19			
し	常総市	常総市役所水海道庁舎 市民ホール	6/2・8/4・9/1・10/6・11/10・12/1・1/5・ 2/2・3/2	午後1時～午後4時 (10/16のみ午前10時～午後4時)	担当 飯塚 0297-42-5880
		常総市役所水海道庁舎 2階会議室	7/7		
		常総市役所石下庁舎 会議室	10/6		
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	6/13・8/22・10/17・12/19・2/13	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階302会議室 (要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (6/11・7/16・8/6・9/10・10/15・11/12・ 12/10・1/14・2/18・3/11)	午後1時～午後4時	担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階相談室(要予約)	原則毎月第3木曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分ごと)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (6/12・7/10・8/14・9/11・10/9・11/13・ 12/11・1/15・2/12・3/12)	午後1時～午後3時	予約先:東海村社会福祉 協議会 029-282-2804
は	坂東市	猿島公民館	10/25	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
		岩井公民館	7/26・1/31		

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	奇数月第2水曜日・偶数月第2・4水曜日 (6/10・6/24・7/8・8/12・8/26・9/9・10/14・ 10/28・11/11・12/9・12/23・1/13・2/10・ 2/24・3/10)	午後1時～午後4時	予約先:日立市役所 広報戦略課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 201会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) (6/15・7/20・8/17・9/23・10/19・11/16・ 12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時30分～午後5時	予約先:担当 飛田 0295-52-3319
み	水戸市	茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第2金曜日 (6/12・7/10・8/14・9/11・10/9・11/13・ 12/11・1/8・2/12・3/12)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・12/19・ 1/16・2/20・3/20)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	中央公民館	原則第2土曜日 (6/13・7/11・8/8・9/12・10/10・11/14・ 12/12・1/9・2/13・3/13)		
や	八千代町	中央公民館	7/18・2/27	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685

コロナに負けるな！ もっと活用しよう行政書士！！



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

コロナ禍で多難な折、本誌をお手に取っていただき誠にありがとうございます。情報過多と言われる時代において、取捨選択はきわめて大切なことであり、【季のきらめき】は必要とされるタイムリーな話題を、的確にスピード感を持ってお伝えすることに注力してまいりました。

『継続は力なり』。まだその域には到底達しませんが、そうした意気込みのもと、第10号発刊の運びとなりました。最近は楽しみにされていた皆さんの存在を耳にもします。私たちにとって大きな喜びであり、皆さんの声を励みにし

ながら、行政書士制度が少しでも多くの方々に認知され、活用いただけるよう頑張りたいと思います。

すべての土業制度は、国民生活をより便利にするために存在する社会制度、社会正義です。その中でも行政書士は書類作成のスペシャリストです。相続や遺言、契約書等の作成、法人の設立から許認可取得、そして今回のコロナ禍では持続化給付金等の申請や融資関係書類の作成まで、幅広い分野をカバーし、皆さんの期待と信頼に応えることで、不安と不満を解消します。

平常時はもとより災害時にも、皆さんに寄り添い大きな力を発揮する行政書士。『そんな行政書士が身近にいる安心』。実感してみませんか!?



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会
TEL (029)305-3731
FAX (029)305-3732

発行者 会 長 國井 豊
編 集 担当副会長 嶋田 広一
広報・監査部 石神 敦子
吉成 俊勝
嶋 由美子

印刷所 コトブキ印刷株式会社

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用
に
関すること

相続や
遺言書に
関すること

中小企業
の
支援に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

外国人の
手続に
関すること

土地開発
に
関すること

法人設立
に
関すること

飲食店等
の
営業許可に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F
TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732
URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

